水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十八号

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条の八第一項ただし書、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の四、第六十五条の三第一項、第二項及び第六項、第九十八条、第百条第一項並びに第百一条、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十九条の二第一項から第三項まで及び第四項（同法第十九条の四第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三項並びに第三十条の二第三項及び第五項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第六十八条第一項並びに土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令の一部改正）

第一条　水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令（平成二十三年政令第四百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水防法施行令

本則中「水防法」を「法」に改め、本則を第二条とし、同条に見出しとして「（特定緊急水防活動）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第一条　水防法（以下「法」という。）第十五条の八第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為

二　仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）

第二条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

（河川法施行令の一部改正）

第十条の六の次に次の二条を加える。

（国土交通大臣の施行する改良工事等）

第十条の七　法第十六条の四第一項の政令で定める改良工事等は、次に掲げるものとする。

一　ダム、導水路、放水路、捷（しょう）水路その他これらに類する施設で国土交通大臣が指定するものに関する改良工事等（次号に掲げるものを除く。）

二　災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う改良工事

（国土交通大臣による河川管理者の権限の代行）

第十条の八　国土交通大臣は、法第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、法第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を行う場合においては、当該特定河川工事に係る法第十七条から第十九条まで、第二十一条、第三十七条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条及び第八十九条に規定する権限を都道府県知事等（法第十六条の四第一項の都道府県知事等をいう。第四項において同じ。）に代わって行うものとする。

3　前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、法第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項に規定する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4　国土交通大臣は、法第十八条、第六十六条又は第七十条の二第一項に規定する権限を都道府県知事等に代わって行ったときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（国土交通大臣の行う特定河川工事に要する費用についての都道府県等の負担）

第三十七条の二　都道府県等が法第六十五条の三第一項の規定により負担すべき金額は、特定河川工事に要する費用に係る負担基本額から、当該都道府県等の長が自ら当該特定河川工事を行うこととした場合に国が当該負担基本額を基準として当該都道府県等に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

2　都道府県等が法第六十五条の三第二項の規定により負担すべき金額は、二級河川の修繕に要する費用の額（法第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条の二第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

第三十八条第二項中「第六十三条第三項」の下に「若しくは第六十五条の三第三項」を、「負担すべき負担金」の下に「又は同条第四項の規定により都道府県が負担すべき負担金」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、その行う法第十六条の四第一項の特定河川工事に要する費用の負担に関し、法第六十五条の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県等に対し、その負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。

第四十一条第二項中「第十六条」の下に「から第十六条の三まで、第十七条」を、「第七十条の二」の下に「（第三項を除く。）」を加える。

第五十三条第三項中「法に」を「法及びこの政令に」に改め、同項ただし書中「第一号」を「第二号」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第十条の八第一項及び第四項の規定による権限

第五十三条第三項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第十六条の四第二項に規定する権限

第五十六条中「、第十六条の二、第十六条の三」を「から第十六条の四まで」に改め、「第六十五条の二」の下に「、第六十五条の三」を加える。

第五十七条の二中「、第三十八条第二項」を「、第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に限る。）」に改め、同条の表中

読み替える規定	読み替えられる字句
第十条の四第一項	都道府県知事である

を

読み替える規定	読み替える字句
第十条の四第一項	都道府県知事であり、指定都市の長である

に改め、同表第三十八条第二項の項中「第三十八条第二項」を「第三十八条第三項」に改める。